

経営継承した後継者の皆様へ

地域農業の担い手の 経営を継承した後継者による 経営発展に向けた取組を支援します！

令和6年度経営継承・発展支援事業

弘前市では、以下の期間で第2回事前要望調査を行います。お気軽にご相談ください。

第2回事前要望調査期間

令和6年9月12日（木）
～9月30日（月）



- ・ 詳しい要件等については、裏面の問合せ先までお問い合わせください。
- ・ 書類を用いての説明や、書類への記入等が必要となりますので、お手数ですが、農政課窓口にお越しください。

裏面あります

1. 事業の目的

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者が行う、経営を発展させる取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的としています。

3. 補助金額

100万円 (上限)

※ 事業の活用にあたって、**経営発展計画を策定する必要があります。また、計画に記載する「4. 補助対象となる取組」にかかる必要経費が補助対象です。**

2. 補助対象者の要件 (個人の場合)

- ① **地域計画等に位置づけられた経営体等である先代事業者から**その経営に関する主宰権の移譲を受けていること
- ② 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤等が著しく縮小していないこと
- ③ **税務申告等が後継者名義であること**
- ④ **青色申告者であること**
- ⑤ 家族経営協定を締結していること
- ⑥ 地域の農地等を引き受けるなど、地域農業の維持・発展に貢献する強い意志を有していると弘前市が認めること
- ⑦ 主宰権の移譲を受ける前に農業経営を主宰していないこと
- ⑧ 経営開始資金等をこれまで活用していないこと

※法人の場合は個別にお問い合わせください。

4. 補助対象となる取組



目標年度まで、毎年度実績報告書の提出が必要になります。

※ 設定する目標については、実現可能な目標を設定する必要があります。

「補助対象となる取組数」
「農業所得の水準」
「経営面積の拡大率」等の
項目ごとにポイントを付与し、ポイントの高い順に採択します。

5. 補助対象となる経費

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

※ 上記に該当しない経費は補助対象外となります。また、申請日前に事業に着手している場合も補助対象外となりますのでご注意ください。

(例：申請日以前に機械を発注または購入している場合など)

問合せ先

弘前市 農林部 農政課 担い手育成係

(電話) 0172-40-0767

(E-mail) ninaite@city.hirosaki.lg.jp